

第27回教育委員会会議

1 日時 平成30年12月25日 火曜日 午後3時30分～午後5時30分

2 場所 大阪市役所屋上会議室

3 出席者

山本 晋次	教育長
林 園美	教育長職務代理者
森末 尚孝	委員
巽 樹理	委員
平井 正朗	委員
大竹 伸一	委員
内藤 和彦	教育次長
花田 公絵	旭区長兼区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
金谷 一郎	顧問
多田 勝哉	総務部長
水口 裕輝	指導部長
富山富士子	首席指導主事
弘元 介	初等教育担当課長
盛岡 栄市	中学校教育担当課長
川阪 明	学事担当部長
武井 宏蔵	学事課長
笹田 愛子	学事課長代理
飯田 明子	学校力支援担当部長
渡瀬 剛行	首席指導主事
井上 省三	教務部長
玉置 信行	教職員制度担当課長

松浦 令 教職員給与・厚生担当課長
田中 大輔 教職員給与・厚生担当課長代理
窪田 信也 教職員服務・監察担当課長
眞野 麻美 教職員服務・監察担当課長代理
松田 淳至 教職員人事担当課長
栗信雄一郎 教職員人事担当課長代理
川本 祥生 政策推進担当部長兼教育政策課長
橋本 洋祐 教育政策課長代理
ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に平井委員を指名
- (3) 案件

報告第23号 平成31年度全国学力・学習状況調査の実施について
議案第118号 平成32年度使用教科用図書採択における採択地区について
議案第119号 市会提出予定案件（その13）
協議題第36号 部活動のあり方研究モデル事業について
協議題第37号 全国学力・学習状況調査結果を受けた対応について（その6）
議案第120号 職員の人事について
議案第121号 職員の人事について
議案第122号 職員の人事について
議案第123号 職員の人事について

なお、議案第119号、第121号、第122号、協議題第36号及び第37号については会議規則第6条第1項第5号に該当することにより、議案第120号及び議案第123号については会議規則第6条第1項第2号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

- (4) 議事要旨

報告第23号「平成31年度全国学力・学習状況調査の実施について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

文部科学省が実施する平成31年度全国学力・学習状況調査について、文部科学省の実施要項に沿って次のとおり参加する。

調査実施日は平成31年4月18日木曜日、調査対象は小学校6年生、全289校、中学校3年生、全129校である。

平成31年4月1日に勝山中学校と鶴橋中学校が統合され、桃谷中学校となるため、平成30年度より1校減少している。なお、新たに開校する水都国際中学校は3年生が在籍しないため対象校ではない。

文部科学省の実施要項の概要について、昨年度から主な変更点が2点ある。1点目は、中学校の教科に関する調査に、新たに英語が追加される。英語は理科と同様、3年に1度程度の実施が予定されており、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の4技能を調査する。そのうち、「聞くこと」と「読むこと」「書くこと」の調査は筆記方式となる。「話すこと」については原則口述式によるものとし、学校のコンピューター等のパソコン端末を活用した音声録音方式で行う。文部科学省から配布されるUSB、ヘッドセットを活用し、コンピューター教室において、同一の学級の生徒が一斉に調査を行うことになる。なお、平成31年度の「話すこと」調査に限り、特例的な措置が設けられている。

具体的には、英語「話すこと」に関する問題は、初めて各学校のコンピューター教室のパソコンを活用して、録音方式で実施するものであり、各学校のICT環境がさまざまであることから、来年度、平成31年度に限り、特例的な措置として、「話すこと」に関する問題については、ICT環境の整備状況や各学校の状況を踏まえた上で、設置管理者の判断により、学校単位で実施しないこととすることができるとなっている。本市の各中学校においてはICT環境を整備しているので実施可能である。

「話すこと」に関する実施要領については、調査実施後に実施校の全国総数のみを公表するという事になっている。中学校英語の調査の結果については、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の3つの合計を集計することとなるが、「話すこと」に関する問題の結果については、全国の平均正答数及び平均正答率を別に集計して参考値として公表することとし、都道府県別、指定都市別の公表は行わないとなっている。

「聞くこと」「話すこと」調査に関しては、聴覚障がいのある生徒あるいは発話が困難な生徒に対しては、所要の配慮をすることとなっている。

主な変更点の2点目は、教科に関する調査については、知識・活用を一体的に問う調査

問題となる。これは、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、これまでのA問題、いわゆる知識・技能等の問題、B問題、活用等という区別を見直し、一体的に扱った問題として実施する。

また、問題全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等については、教科としての集計を行うとされている。

最後に、参考の時間割モデルとして、知識・活用を一体的に問う調査問題となることから、国語、算数・数学の調査時間は小学校が45分、中学校が50分となる。

中学校の時間割モデルは、例として6学級の場合、1時間目に国語、2時間目に数学、3時間目に英語の「聞くこと」「読むこと」「書くこと」の調査、4時間目に生徒質問紙を実施し、午後の5、6時間目に英語の「話すこと」調査を実施する。5時間目にはまず、1、2、3組の3学級、6時間目に4、5、6組の3学級が順次パソコン教室へ移動し、同じ学級の生徒が一斉に調査を行うこととなる。調査の所要時間はおおむね5分程度であるが、パソコン教室等への移動や準備に要する時間を含んで1クラス15分程度となる。

7学級以上など5、6時間目でおさまらない場合については、4時間目の質問調査の時間に「話すこと」調査の実施に当てることができるとなっている。本市においては最高のクラス数は中学校で8学級なので、4時間目を使うことで当日の時間内での調査は可能と考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【平井委員】 中学校で英語が新たに追加されて、3年に1度、4技能ということですが、気になるのは、「書くこと」と「聞くこと」です。「書くこと」についていうと、英作文が得意という中学生が多くないと聞いているので、テーマが与えられて、それに対してどう考えるかというような、つまり、正解が1つとは限らない新傾向の問題への対応をお願いしたいと思います。学テは検定教科書レベルの基礎学力を測るものですが、新学習指導要領も視野に入れた対応が必要になるかではないかと思えます。

「聞くこと」については、4技能5領域ということで、聞くレベルを2つに分けてやっているの、そのあたりも意識した組織的取り組みが必要です。

【林委員】 やはり英語に関してなんですけれども、「話すこと」が初めて実施されるということで、全国で実施をされると思うのですけれども、やはり初めてのことなので、今回は参考値になるとはいえ、不公平とならないよう、滞りなく行えるように、かなり事前の準備と配慮が必要になるかなと予想されますので、そこはしっかりとやっていただくよ

うをお願いしておきたいと思います。各学校によってクラス数が違うことや、機械の不具合というのが一番心配なことで、USBを挿しても録音されていなかったなんていうことがないように、1台1台しっかり見ておかないといけないと思います。大変だと思いますけれども、しっかりやっていただくようお願いしたいと思います。

【山本教育長】 重点的な取り組みとして、今年の場合には、春に向けて全体的にやっている部分がありますので、結果だけを追うのではなく、こうした新しい取り組みも十分遺漏なきように、今のご意見も踏まえて適切に、いい緊張感を持って、子どもたち、また、そして先生方も臨んでいただくようによろしくをお願いしたいと思います。

議案第118号「平成32年度使用教科用図書の採択における採択地区について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

平成32年度使用教科用図書の採択における採択地区について説明する。大阪市における教科用図書採択の採択地区については、平成26年度の教科書採択以降、現在、1採択地区が設定されているところであるが、このたび大阪市における教科用図書採択地区を4地区と設定することを大阪府教育委員会に要望したいと考えている。

平成32年度使用教科用図書採択に向けては、平成28年12月及び平成30年3月の市会において採択された採択地区の複数化を求める内容の陳情書の趣旨を踏まえつつ、これまでの協議題の議論の中で採択地区を複数で行うことのメリット、デメリットを整理するとともに、採択地区の数やその区割りのあり方についても検討を進めていただいたところである。

複数採択地区の地区割案については、第1地区が此花区、港区、西淀川区、淀川区、東淀川区、第2地区が北区、都島区、福島区、東成区、旭区、城東区、鶴見区、第3地区が中央区、西区、大正区、浪速区、住之江区、住吉区、西成区、第4地区が天王寺区、生野区、阿倍野区、東住吉区、平野区である。

採択地区の設定を4地区にする理由について、1点目は、本市には400校以上の小中学校があり、その状況は多様で、学力についても、区や学校によって違いが生じている傾向があり、ニア・イズ・ベターの観点からも、分権型教育行政システムによる支援をさらに充実させることが重要であると考えている。

これまで協議題において、大阪市長の方針を受け、教育委員会事務局を、現場のサポート体制をより充実すべく、4ブロックに分割し、各学校の教育活動への指導助言やサポートをより現場に近いところで行うよう議論を進めており、教科書採択にかかわる調査研究

チームなどもその1つであると考えている。

また、4採択地区とすると、学校数は、地区ごとに小学校では70校程度、中学校では30校程度、合計100校程度になり、より学校を支援することに適した数になると考えている。

2点目は、ブロックごとに教科用図書の調査研究を行うことで、より現場の意見に即した教科書採択事務を進めることができると考えている。

3点目は、採択地区を複数化することにより、採択された教科用図書について、教員がより近いまとまりの中で児童・生徒の状況に応じた研究を主体的に深めることができると考えている。

平成32年度使用教科用図書採択の方式等については、今後検討を進めて示したい。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 市会での議論や陳情書の採択という話がありましたが、その内容について、簡単に説明してください。

【弘元課長】 陳情は、平成28年11月と、平成30年3月の2度上がっています。

平成28年11月では、大阪市では、地域の実態に合わせて行政を行うために、区への権限譲渡を行ってきましたが、教科書採択においては8地区を1地区に変更するという経過がありました。大規模化され、全ての大阪市全体が1地区になったことで、特定の教科書会社が総取りできるようになっていること、あるいは、教科書会社や印刷会社が莫大な利益を奪い合う事象を醸成してきた面があるということもありました。また、教科書アンケートをめぐる不正もその1つであったと考えられるということで、今後は採択区を是正し、複数化することを求めるといった内容の陳情でした。

2度目の平成30年3月では、採択区が大きいほど、同様に教科書会社や印刷会社などによる不正の温床になりやすい。学校現場や地域、子どもの実情に合わない教科書が採択される可能性があるという内容で、次回から採択区を1地区から複数区に変更されたいという内容でした。

【森末委員】 そういう複数区に変更すべきだという意見があり、それを尊重して今回複数にするに当たり、今回は4地区に変更するということですね。分かりました。

【大竹委員】 前回もお話をしましたが、まずこれは、従来1のものを複数にすることについて、いろいろな陳情も出ているなか、いろいろな面で非常にボリュームが大きいことから、そういう面では複数に分けるということについては賛成です。

それからもう1点、これを従来の8地区にするとどうかという数の問題としては、やはり8地区の教科書を採択するというと、それだけの数の地区の調査会でそれぞれに調査するとすると、非常に事務作業量が多くなり過ぎるということも理解できます。そういう面では、2地区でも良いのですが、4地区というのは適当かなという感じはします。

それともう1つ、このブロック割りのことは前回もいろいろ根拠になるお話をお聞きしましたけれども、やはり学校数を平準化するということや、これまでの地域コミュニティーを大きく変えないというような観点から選ばれたということなので、そういう面では、この4ブロックの区割りの意味は、ある程度妥当かなと思っています。都構想の関係がいろいろありますけれども、都構想の場合も人口比や地域のコミュニティーのつながりというようなことを言うておりますから、結果的に見ると非常に似通った判断基準で教科書の採択ブロックを考えているということにもなっていますので、そういう面では、結果として似てしまったということは否めないのですけれども、私どもは別に都構想云々ということではなくて、やはり現場の人の意見ができるだけ教科書に反映できるように、それから、地域のコミュニティーを壊さない範囲で実施するというので、ぜひ都構想の区割りの問題とは一線を画して進めていただければよいのではないかと思います。

【異委員】 今現在、提案いただいています4地区に分けられた所属地域については、先日新聞にも教育的な専門性に基づく根拠が必要ではないかということで掲載されていたと思うのですけれども、なぜこのような地区に4ブロックとして分けられたのかをご説明いただいてもよろしいですか。

【水口指導部長】 4つに分けるに当たりましては、やはり交通網の接続、移動のしやすさを考える必要があると考えています。また、その地区の中にある小学校、中学校の校数についても、どこかだけ突出するということがないようにということと、今まで築き上げてきた部分についても考慮しながら、最終的に提案させていただいた4つのブロックに分けるということが妥当ではないかと考えております。

【異委員】 より現場の意見に即した教科書の採択ということも変更にあたった理由の1つであると思うのですけれども、学力の差などは考慮されているのですか。

【弘元課長】 どの地区がどのような学力というような観点はなく、それぞれの教科書は検定を通過しておりますので、それを活用して指導する中で、例えば副教材なども活用しながらそれぞれの子どもや学校の課題に応じて指導は進めていけると考えています。

【平井委員】 4地区に変更することは了解しましたが、各地区の実態を踏まえて、ア

ダブティブ・ラーニング、つまり、個別最適学習に向けた指導が十分いきわたる組織的かつ具体的な取り組みが必要という点が1つ。もう1つは、やはり教師間の連携です。「チーム学校」が謳われていて、いわゆる学級王国ではなく、学校が1つの単体となって生徒の入り口、中身、出口を保障していく。そのときに4つに分けて、横の連携が今まで以上に密になり、教育効果が期待できるのか。さらに言えば、生徒の到達度を見た採択ができるのか。それらについて聞かせてください。

【弘元課長】 やはり、個に応じた、一人一人の子どもに応じた指導というのは、教科書を中心に、あるいは指導の工夫や副教材の活用等で、よりきめ細かな指導を行っていきたいと考えています。

それからやはり、教材研究の共有については、教科書が複数になる可能性がありますので、その場合は、教職員サイトなどを活用して、教材研究の成果をサイト上にアップすることで、それぞれの先生方の教材研究が共有できて、さらに研究が進むような形になるように支援していきたいと考えています。

【平井委員】 4つの地域でさまざま実践していくと思いますが、それが教師間で相互に共有できるような流れをつくってほしいと思います。教育は、1,000人の子どもたちには1,000人のドラマがありますので、やはり多様な展開があると思います。各エリアで、各学校でさまざまな取り組みをしてメリット、デメリットがあって、その分、きっちり共有した形で、最終的には大阪市という流れの中で、教育体系が組織化されることが望ましいので、その辺の指導をよろしくお願ひしたいと思います。

【水口指導部長】 今後4ブロック化をしていくに当たっては、研修の部分や、それぞれ横のつながりについてもブロックの単位で考えていく必要が出てくると思いますので、そのあたりは、今ご指摘いただいた内容を十分踏まえた上で対応していきたいと考えています。

【大竹委員】 以前に1ブロックになった経緯としては、やはりメリットとして、市内で転校した場合でも、特に教科書の進捗等について、児童・生徒の負担が少ないというようなこともありましたので、今回、逆にブロック化することによっては、教科書が違うということのデメリットはやはり残りますので、そういった事務処理もどれだけのものになるかという、これもやはりある意味では1ブロックにしたときのメリットが今回は逆にデメリットとして出るということがあると思いますので、その辺については、十分追跡をしていただきたいと思います。

【山本教育長】 今回、このような形で市会での陳情書、あるいは以前ありました第三者委員会からの提言を受けて、今回新しい指導要領に即した新しい教科書の採択に当たっての基本的な考え方を整理させていただき、委員の皆様からもいろんなご意見をいただいてここに至りました。我々としては、そうした議論を踏まえながら、各ブロックで子どもたちや現場の先生方が十分新しい指導内容に沿った有意義な授業が展開できるような形で議論をしていただくための支援としても、できるだけ細分化して現場に近いところで議論いただきたいと思いますが、現状の我々の持っているスタッフの数からも、あまりに数を多く分けると、事務局の支援もなかなか行き届かなくなりますので、今はこうしたブロック数が限界かなと考えております。

あとはやはり、教育委員の皆様のご専門的な立場から大きな観点もいただいて、ブロックごとでどれだけ充実した議論ができるのかということもこれからも注視させていただきたいと思っておりますし、その役割を担うのは区担当の教育次長、エリア担当の教育次長である、区長の役割も大きいと思っておりますので、区長からもいろんなご意見をいただきながら、これまでは1市1区の区割り、その事務の負担の大部分を教育委員の皆様をお願いするようにならなりましたので、春から夏にかけて、この教科書選択の作業に相当のお時間とご苦勞をいただいていたのですが、ほかにも多くご議論いただかなければならない課題がありますので、教科書も大事にしながら、いろんな角度から、また現場のほうにも目を向けていただきたいという気持ちもありました。今回のブロック化については、決して何か各ブロックに任せてしまうといった議論ではなく、十分きちとした議論をいただいた上で、ほんとうに効果的で良い教科書を使った授業の進展につながるように、我々としても十分支援を図っていきたいと考えております。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第119号「市会提出予定案件（その13）」を上程。

川阪学事担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件の高等学校等奨学金については、当初は同和対策事業の一環として実施されたものであり、高等学校等への進学を奨励し、教育の機会均等と人材の育成を図るため、昭和62年より貸与してきたが、平成13年度末に同和対策事業の根拠法が期限切れを迎えたことに伴い、貸与事業は終了し、現在は返還に係る債権管理に取り組んでいるところである。

今般、昨年度と同様、債務者が破産による免責決定を受けたことにより、法的に徴収不能となった債権について、平成31年2月、3月市会において、債権放棄の議案を上程する予定である。

今回債権放棄する対象者は2人であり、1人目の債務者については、この間、返還についての働きかけを継続して行っていたが、本年6月、破産に至ったため、未返還の元本29万7,000円並びに、これに対する遅延利息について債権放棄を行う。

2人目の債務者についても同様の働きかけを行ってきたが、本年10月になって、平成23年4月に破産していたことが判明した。そのため、未返還の元本126万9,000円並びに、これに対する遅延利息について債権放棄を行う。

なお、これらの遅延利息は元本が返還されて初めて額が確定し、返還がない中で債権放棄を行うことから、金額は確定しない。

また、議案を上程するに当たり、公表による二次被害を防止するため、借受者の住所及び氏名については、掲載しないこととする。

質疑の概要は次のとおりである。

【大竹委員】 本件については了解ですが、まだ借受者がいて、やはり遅延されている方はまだ結構いらっしゃるのですか。

【笹田課長代理】 現在、いわゆる奨学金の債権管理をしている対象となっている方については2,746人いらっしゃいます。当初は4,000人以上でしたが、手続が終わられた方を差し引いた人数が今申しあげました人数となります。

【大竹委員】 その方々は今も手続に従って、粛々と払われているという理解でよいのですか。分からなかったら後でも結構ですが、手続上、どれぐらい予備軍がいるのかなと、そうなるとやはり、今は貸与制度が終わっており増えるということはないと思いますので、また説明してください。

【森末委員】 時効管理はどうされているのですか。承認ですか。訴訟提起ですか。時効中断はどうされていますか。

【武井課長】 時効中断は裁判所に支払督促等を行いまして、債務名義をとっていますが、それが2,746名ではなく、とっていない人でも、まだこれから時効にかかる方はいます。

【森末委員】 その方がどういう時効中断をしているのですか。承認ですか。あることを認めますという承認書を書かすのか、それともやはり裁判待ちなのか。

【武井課長】 全くやりとりができない方もいらっしゃいますので、それは仕方がなく裁判所のほうに債務名義を取りに行く形にしています。連絡がつく方については、何らかの申請を行っていただくように事務を進めています。

【山本教育長】 もう少し経緯と趣旨を委員の皆さんに説明しご理解いただいたほうが良いと思います。普通の債権債務体系からいえば、なかなか理解が難しい部分もあると思うので、全体でなくとも個別でも結構ですので、事案の持っている本質を改めて説明させていただくということを前提として、採決いただきたいと思います。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第36号「部活動のあり方研究モデル事業について」を上程。

飯田学校力支援担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

10月30日の教育委員会会議において、部活動指導員の活用について、ご意見、ご質問をいただいたので、それについての事務局案を説明する。

最初に、部活動指導員の身分及び職員について、森末委員からご質問いただいた身分については、大阪市非常勤嘱託職員（地方公務員法第3条第3項第3号）に定める特別職の非常勤の職員に任命されるものであり、学校教育法施行規則第78条の2に定める部活動指導員である。

また、平井委員からご指摘いただいた職位については、部活動指導員、大阪市非常勤嘱託職員であり、部活動において、校長の監督を受けて技術的な指導に従事する者として、実施要項にも記載していく。

続いて、異委員からご意見をいただいた大学生に係る資格要件について、部活動指導員の報酬額については、その職責に見合ったものと考えている。部活動指導員の運用に当たり、学校の実情に応じたものとするために、1つは、単独での顧問、競技等の経験がある顧問の確保が難しい部活動の場合、もう1つは、ダブル顧問、校務分掌等により、顧問が長時間勤務となっている部活動、そのどちらにも対応する必要があると考えている。

また、実際にダブル顧問でも、主顧問の不在時には単独で指導することも多く、職務内容を単独顧問とダブル顧問とで明確に切り分けることは難しいという状況もある。学生向けの報酬額を別に設定すると、国が示す部活動指導員の職務を限定することとなる可能性もあり、また、学校のニーズに対応することが難しくなっていくということが想定される

ので、単一の報酬額としたいと考えている。

一方で、学生の場合の信用の担保のために、大学の関係職員、具体的にはゼミの指導教員や部活動顧問等からの推薦を要件として、関係大学に対してその旨依頼をしたいと考えている。また、事務局主催による学生向けの事前研修会を受講していただくことを申請の条件とすることにより、信用と資質の担保としたいと考えている。今後学生の確保に向けて、関係大学にポスターの掲示やチラシの配架を依頼したいと考えている。

続いて3点目、林委員よりご意見をいただいた研修については、指導員の資質や指導力の向上を目指して、サービスや体罰、暴言等のいわゆるパワーハラスメントも含めた指針の理解、さらに部活動運営、科学的根拠に基づく指導など、複数回、年間で5回程度研修に取り組みたいと考えている。また、中学校体育連盟と連携して、指導者の技術講習会等への積極的な参加も促したいと考えている。

平井委員からご意見をいただいた部活動指導員の管理については、国が示しているもの、また、本市で作成、これまで説明してきたものから抜粋して、狙い、職務、指導上の管理、勤務管理、具体的な勤務モデル等について、資料にまとめている。

今後、大阪府をはじめ、他都市状況も参考にしながら、必要に応じて改訂をしたいと考えているが、各学校において、資料を活用いただくとともに、指導部としても事業説明会の際、あるいは研修会等の機会を利用して、改めて周知徹底を図り、部活動指導員の勤務に係る管理に努めるように指示していきたいと考えている。

大竹委員から、部活動指導員の導入によります時間外勤務の解消状況について、単独の顧問の場合、ダブル顧問の場合、その違いも含めて検証すべきというご意見をいただいていた。まだ部活動指導員導入後間もなく、データとしては大変不十分なものではあるが、部活動指導員を配置した部活動の担当教員、顧問教員について、今年5月から9月の5カ月間の時間外勤務の合計時間数、これを昨年度の同期間と比較したところ、単独顧問の場合は1人当たり平均して5カ月間で約25時間、1カ月当たり約5時間の減少となっている。また、ダブル顧問の場合は、1人当たり平均で、5カ月で約40時間、1カ月当たりに直すと約8時間の減少となっている。

いずれにしても、部活動指導員の活用は始まったばかりであり、部活動のあり方を含めて過渡期である。また、母数も大変少ない状況での検証となっているので、引き続き検証に努めたいと思っている。また、各学校に対しても、改めて部活動指導員配置の趣旨等をしっかりと伝えることにより、教員の負担軽減に確実に繋がっていくように進めていき

たいと考えている。

最後に、異委員よりご意見をいただいた持続可能な指導体制の構築について、将来的には、例えば、総合型地域スポーツクラブなど、運動部、文化部ともに、関係する団体と連携した地域などでの取り組みへ発展することができるように、引き続き有識者等からご意見を伺いながら模索したいと考えている。具体的には、中体連とも連携して、総合型地域スポーツクラブの活動が盛んな地域などでモデル的な実施ができないかなども含めて、ともに研究をしていきたいと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 ご返答いただきましてありがとうございます。少し勘違いされたらいけないなと思ったのは、別に学生を低評価しているわけでは全くなくて、しっかり厳選してもらって、また、まだ学生の身なので、部活動指導というのは指導力と人間性が非常に大事になってきますので、その次の信用の担保というところですね。学生の推薦を必ず必須として入れていただいて、しっかり人選していただきたいということです。

先日、部活動の視察に行かせていただいたのですが、指導員として、運用も非常にすばらしかったのですが、主担当とダブル顧問、両方見させていただいたのですが、やはり業務の内容が、主担当の先生は1人で生徒さんを、責任を持って担っているということと、ダブル顧問の先生は助手的な感覚で少し違う立場だなというのは正直な印象でした。

もう1つ別件ですが、ついこの間、中教審のほうで教員の働き方改革の答申の素案が出たと思います。その中で、改革のポイントが4つぐらいあったと思いますが、その中の1つに、1つだけ明確に数字が示してあったものが、時間外の上限が月45時間で、年間360時間ということで、副次的に期待されているのが部活動の指導だということで明記されていたかと思います。今回、軽減されていたという効果はあったと思うのですが、正直、もう少し軽減されているのかなという印象はありました。5カ月で40時間、月にして8時間ということなのですが、時間としては軽減されているのですが、業務内容や体感として、その辺の感想はどのような感じですか。データと別に、何かそういった声があれば教えてください。

【飯田学校力支援担当部長】 まず数字については、前年度との単純な比較になっていて、その方が、例えば、校内の事務分掌が変わったというケースなど様々あり、そういつ

たものを全く考慮していない数字になりますので、必ずしもこのとおりではないということと、あと、5月で部活動指導員が入って間がないというところがありますので、その部分ではやはり、逆に引き継ぎなどいろんな面で前顧問から次の顧問への引き継ぎなどの労力がかかっていた部分も入っているというところもありますので、この数字がもう少し続いていけば、かなり大きくなっていくのかなというふうには思っています。

【異委員】 もちろん削減された分、授業の準備や生徒に向き合っという時間が増えて、トータル的にはということも考えられるのかなというふうに思いますので、もう少し内容のほうを詰めて検討していく必要があると思いました。

【森末委員】 研修関係について、これは基本的には部活動指導員になられる方についての研修を想定されていると思いますが、この前実際に行かせていただいて、ご意見を聞いていましたら、主顧問と教員の方と新しく入る指導員の方、やっぱり人間関係が、そこではうまくいっているのだけれども、一般的には大変でしょうねという話がありました。うまくいっていればよいけれども、それが逆に、部活動指導員のほうがやり過ぎてというような話もあつたりするので、逆に言うと、教員のほうにも部活動指導員と一緒にやるに当たって、やっぱり気をつけることとか、こんな心構えでしましよとかいうのは必要だと思います。

【平井委員】 スポーツ庁より、来年4月から、各公立私学において、学校としての部活指導方針をホームページ上で公開するような方向性が示されました。また、各クラブの指導計画は、ホームページに出さなくてもよいとなっています。大阪市の部活指針においては、スポーツ庁や府庁が出しているものと整合させればよいと思います。部活動では学生や外部の方が来られますが、その管理は基本、校長になりますので、校内の教員との連携がスムーズに図れるように事務局からフローチャート的なものを出した方がよいかもしれせん。いずれにせよ、長時間労働是正が第一義ですが、それを実現できるように、指導主事や区長が校長をアシストできる体制をつくっておいたほうがよいと思います。ポイントは、学校が外部の部活指導員とどのようにして年間指導計画を策定し、実行するかということなので、その部分をしっかり見る必要があります。もし、部活指導員に学生を使うのであれば、その広報についても、例えば、京都にある有名私立大学の学生の大半が大阪出身という事実もあるので、府外の大学も視野に入れるとより人材が集まるのではないかと思います。

【林委員】 来年の4月から残業時間が月45時間、年間360時間という指針が示されま

したが、この間も視察させていただいたのですけれども、大阪市の中学校の部活動指導の現状からすると、なかなか厳しい、達成するのに難しい時間が提示されたなというのが私の実感です。ここを達成していくためにこの制度が入っていくのですけれども、先ほどの議論の中で、確かに大事だと思ったのは、やはり実際に指導されている先生方にきちんとこの部活動指導員の活用の制度が何を目的のために入っていくのかということも理解していただいて、先生側の、やはり部活動指導に対する認識というか、考え方を転換するぐらいのことでないと、なかなかこの45時間は達成しにくいのではないかというふうに感じました。子どもたちにやはり成果を残してやりたいということで、すごく頑張る顧問の先生がいらっしゃるのは事実で、成果を残すためにはやはり、長時間の活動という部分にどうしても行きがちなだけけれども、そうではないというところの認識もしっかり持っていただいて、ある程度数字も出ているので、そこのアナウンスを来年の4月に向けてやっていく必要があるのではないかと思います。

あと、計画で各学校に2人から3人ぐらい入れれば良いような計画をされていたと思うのですが、1年目はこういうふうに活用すれば時間ができるんだということを周りの先生方も知っていただくような形にはなっていくのだと思いますが、できるだけたくさん数を担保して45時間が達成できるように、校長が達成しやすいような形をつくっていかなければ、なかなか厳しいと思いました。

それと、大学生の活用のところで、例えば、教員を目指している方に入っていく方が多いと思うのですけれども、先日視察に行った際に、教育実習などで1カ月抜けてしまうのに対して大丈夫なのかということをお心配されている部分もあったので、柔軟に対応できるような体制をつくってもらいたいと思います。

【飯田学校力支援担当部長】 部活動指導を発令する前には、学校の説明会を必ずやっていますので、そのときにしっかりと趣旨をもう一度押さえていただいて、ほんとうに長時間労働の軽減につながっていくように、説明していきたいと思います。

【渡瀬首席】 現役の顧問の先生は、そういったことを実践している方を講師に招いて、こういう指導で子どもたちがきっちり成長していけるのだということを管理職のみならず、教員にも来ていただいて、実践例をこれからどんどん入れていきたいと思います。

【平井委員】 スポーツ庁が実施した小5と中2を対象にしたスポーツテストは8種目あり、女子が5年連続で向上しており、これは各校の取り組みの効果だというふうに聞いています。これは、学校側の鋭意努力だけだったのか。部活動との関係はどうだったのか。

大阪市の実態をふまえて検証していただきたく思います。プラス効果が出ているのであれば、公表していてもよいと思いますので、ご検討をお願いします。

協議題37号「全国学力・学習状況調査結果を受けた対応について」を上程。

水口指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

校長経営戦略支援予算は学校長が十分に裁量を発揮し「運営に関する計画」に掲げた目標の達成に向け、学校が主体性を持って地域の実情等に応じた取り組みを推進することを目的とした予算であり、平成25年度から事業を開始し、今年で6年目を迎える。

当該予算の内容としては、学校規模に基づく基本配置、また、特色ある学校づくりの実施のための500万円を上限にする加算配付、さらに、ニア・イズ・ベターの観点から、区役所が学校や地域、保護者のニーズや意向を踏まえて教育行政を推進するための区担当教育次長執行枠の3つから構成されている。

基本配付は全学校を対象とするのに対し、加算配付は申請内容に基づいて配付校を選定する方式で実施しており、平成30年度は小中高合わせて全てで439校だが、うち363校から申請があり、153校が認定され、1校当たりの平均配付額は約113万円となっている。

改編に当たっての原資とする予定の加算配付の現行の活用例については、読書や自主学習習慣づくりとしての書架などの整備、あるいは体力づくりとしてのボルダリングあるいはトランポリン等の設置、ICT教育の推進としての電子黒板の整備等がある。

校長経営戦略支援予算に関する市長の発言については、8月の会見では、全国学力・学習状況調査の結果に対し、責任を負う制度への転換、あるいは、9月の総合教育会議で、当該予算を、加算配付を学力向上のためにどうにかできないか、組みかえの財源として考えたいといった提案を受けているというのが現在の状況である。

どのように予算を見直していくのかということについては、今後設定予定の学力向上に関する目標のもと、その目標の達成状況に応じて、インセンティブとして追加配付をする仕組みをイメージしている。

予算の編成改編に当たっては、今後、全国学力・学習状況調査の政令市最下位脱出、15位到達を目指すため、次年度以降、各学校で設定する学力向上の目標の達成状況を踏まえて追加配付することを考えているため、来年度の結果を再来年度、2020年度予算に反映することで検討を進めており、原資については加算配付を当ててはどうかと考えている。

支援のイメージとして、小学校経年調査、中学校のチャレンジテストの前年度等の達成

状況に応じて、小中学校にインセンティブを付与するという方法である。目標の達成状況に応じた配付のため、どの学力の層にもチャンスがある。

インセンティブの使途については、学力の高い他都市への学校の視察や、あるいは授業動画編集等にかかる費用など、他校にもその成果等を広め、本市全体の学力向上への寄与など、学力向上に資する取り組み内容が考えられるが、それを踏まえた上で、原則、学校長の裁量に委ねたいと考えている。

1校当たりのインセンティブの額については、現時点においては加算配付の原資を活用する予定で検討しているので、目標達成校数等により変動するものと考えている。

インセンティブの額については、目標達成校数に応じたインセンティブとし、達成校数が多い少ないによって額も変動する案と、校長の目標管理の評定に応じたインセンティブで、評定が標準3.0を上回る場合に、傾斜をつけてインセンティブを付与するという案を考えている。いずれにしても、目標達成の見方や上限額など、今後詳細は詰めていく必要があると考えている。

基本的には今後、教育委員会、学校現場が一体となって学力向上にかかわって取り組んでいく中で目標を達成したところには相応のインセンティブで報いていくというところである。もちろん目標達成できなかったところについては、指導主事による支援の回数も増やしていくなど、他の施策で支えていくことが重要であり、そのためには、目標達成できなかった原因をしっかりと分析することも重要だと考えている。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 これまでは加算配付の活用例として、読書やボルタリングなどがありましたが、32年度に向けてはそういうものではなく、学力のほうに振り分けますということが、教育委員としてよいのかどうかを問いかけられたらと思って今日は臨みましたが、それにはいろいろな意見が、実際にあると思います。

【巽委員】 説明を受けたときにすごく感じたのは、予算の活用例として、結構物品などが多いなと思ったのですけれども、現場を視察した際に、人がすごく足りていないと感じたので、人件費に使えるのかなと思います。このインセンティブは人件費には使えないということだったので、せっかくこのような予算が加算されるのであれば、スポット的な非常勤の方や、先ほどの部活の指導員をもう少し増やすなど、そういったところにも使えるようにすると良いのかなというふうに思います。それは来年からは厳しいのかなと思

いますが、人が足りないという声はやはりすごく聞くので、こういうところにも回せるように、今から考えてもらえないかなと思いました。

【川本政策推進担当部長】 授業をしているところに入り込みをする学習サポーターを雇えるようなシステムにはなっていますが、加算配付は当たる年もあれば当たらない年もあり、継続性がないところが課題としてありますので、やはり加算配付は、当たれば物品を買おうという形になっているところが現場的には多くなっています。

【森末委員】 加算配付は各学校からプレゼン的なことをするわけですね。だから、テーマを決めてこんなことをするために、こんな費用が要りますということだと思いますが、それが今度は目標になると、目標を達するかどうかは、一義的な指標になって、達成するとこれだけという形になれば、申請業務も要らなくなる。それは良いか悪いか別にして、そういうこともあると思います。毎年申請業務をやっても、5年計画でやっても、1年目がもらえて2年目がもらえないという問題があるので、これを組みかえたほうが良いのではないかという意見もあるということだと思います。

【山本教育長】 組みかえるということを表明して、頑張らないとなかなか加算配付が当たらなくなるということを示すことはよくわかります。それが元々の市長の意見であるし、それを教育委員会としても基本方向を確認するということではありますが、その配分をどうするかということについては、もしかすると全部が目標達成するかもしれませんが、それが一番理想だと思いますが、もう少しその部分をはっきり明確に伝えないと、インセンティブの意味合いがなくなってしまうと思います。

今、実務的に考えている案があるということのご報告というのはよくわかりますが、あくまで予算は専権事項の中にある話なので、具体的に検討してもらおう中で、いろんなご意見を聞いて、また委員のほうにフィードバックして、委員のほうからも意見をいただいて、実務的な案として、総合的に市長も委員もお互いに納得のいくような素案をつくって最終的に決定するという流れになるのかなと思います。

【平井委員】 議論の焦点は、簡単に言えば、学テの対応で、どこまで上げるということだと思います。国語にしても、算数にしても、数学にしても底上げするという、そういった部分の議論があって、そのためには教員と学校がどうするのかという流れをつくって進めてもらったほうがよいと思います。予算とかインセンティブも大事だけれども、教育の現場では、やはり走りながら進めるという部分もあるわけです。だから、先に数字を置くのも1つの方法かもしれないけれども、まず、全国学テの対応、その部分で国語、算数

をどうする、数学をどうするというところから大枠をつくってもらって、次に、インセンティブをつけるのであればどうするのかという流れにしてほしいと思います。総合会議のときに市長は、学テを上げるけれども、その先にある、生徒一人ひとりの本来の学びに結びつけることをねらいとし、そのために定点観測としての学テであるという捉え方をされていましてその点をおさえておきたいと思います。

【森末委員】 予算のことだから基本的に市長に権限がありますが、ただ、現場的にはどうなのか、今の加算配付を入れかえるとなると、校長先生からは、どんな意見が来るかなと思います。

【水口指導部長】 現場からも、この予算については、そろそろ当初の目的は達成したのではないかなということで、組みかえるということについても、望んでいる方は多数います。

【森末委員】 それであれば、逆にこちらから、こういう組みかえをするという意見を申し上げることについての根拠になります。

【水口指導部長】 この間の学力向上の施策、学校現場に教育委員会と一緒にやってもらっているということ考えたときには、学力向上に特化していくということについては、学校としても、一定は受け入れることができるのではないかなというのは、指導部としての認識ですが、それが未来永劫ということではなくて、やはり目標を設定して、今はそこを目指してやる。それについてのインセンティブをこのような形でやりますということについて、細部についてはまだまだ検討する必要があり、全市共通目標をどのような形にするのが一番良いのかということもまだまだ議論していく必要もありますが、その上で、学校現場には、できるだけ早い時期に示していく必要があるのかなとは思っています。

【山本教育長】 前の総合教育会議で決めたことが学テ対応には2つあって、何かまた新しい数値を持ってくるのではなくて、学テの部分については、経年調査などを活用して、もう既にその取り組みはスタートしているわけですね。その取り組みのインセンティブとして、この校長裁量予算の組みかえもするということが市長のお考えとして出てきたわけですね。それと、人事評価制度とは全く別もので、人事評価制度というのはしっかりした客観的評価数値をつくって、2020年度の本格実施に向けて、そこの部分をやりますよというふうな、そこで切ったからこそ、学テを追い求めることはボーナスや給料には影響しないという形で切って、2つつくったわけです。

この全国学テ状況を受けた対応についてというものを一つにするからどうしても議論が

ややこしくなります。学テの全体的な最下位脱出が1で、そのためのインセンティブにこの予算を使うという議論は一応市長の思いとしてはありますが、それを変えてもよいのです。もう一つは、学力を基本にしてもう一度学校が立て直しにあって、各学校がよくなれば、学力はきっと上がってくるはずだと。だから、客観的な学力の評価数値を使って、学校、先生方をしっかりと評価できる制度をつくるということがもう1つの課題があるわけですね。

だけれども、そこについては、唯一の接点が、やはり対外的に客観的に評価できるのは学テしかないのです、その関連、連動性のあるチャレンジテストや経年調査を使って一定の数値目標を掲げて、その数値目標を達成した人間をどのように評価するのかということは今、市長、顧問と教育委員会の間の最大の議論テーマになっているわけで、そこを2つに分けておかないと、どんどんややこしくなっていくので、直近の学テ対応の部分というのは、学校現場と一体になって頑張る、直近の具体的な数値目標で、とにかく19位か18位か17位を目指すという作業が一つあるのと、それともう一つは、当面のそういう作業とは別の本来の学校というものの目標を求めるものというふうに分けなければいけないと思います。

【大竹委員】 市長は、当初、学力テストの結果を、例えば人事評価に反映させるとおっしゃっていましたが。今回も、学校評価の中で、これを加算配付への反映ということはこのとおりですが、このあたりの意見だけ見ると、学力テストというのは、それは、学力が上がったということはあるのだけれども、そのプロセスが大事だから、いろんな項目で評価すべきだという意見になっています。市長はこここのところは納得しているのですか。学力テストを重視してやるようにと言っているのか、それが全てではないということなのか。

【山本教育長】 両方です。その2つを分けて理解すれば良いと思います。だから、この前の総合教育会議の眼目は、その2つを分けたことであって、要するに直近の学テは、とにかく全力を尽くしてやってもらわないと困ると。それは本質的な学力と無関係ではないけれども、まずは最下位脱出なのだと。そこだけの評価につなげるという話にはなっていません。評価は別途に考えるが、やはり学力は基本だということをおっしゃっていますが、その重点取り組みと本来の人事評価制度に基づく学力評価による学校の全体的な環境改善とはまた別問題ということだと思います。

【大竹委員】 そういう面では、大森特別顧問の意見の中で、学力向上指標上位の人が第1区分となることは担保してほしいということについては、今までの教育委員会の我々

の議論とは、これは相入れないということが皆さんで共有できるかどうかだけは確認させていただきたいと思います。

【林委員】 今の点については私もずっと気になっていて、やはり人事評価なので、短いスパンで決めることではないので、ここに関しては私も相入れないです。やはりそれだけではないし、そこだけできていて上位区分というのは、私としてはやはりちょっと違うかなというふうに思っています。

【山本教育長】 事務方として考え方があるのなら、そこだけ明確に、端的に説明してください。

【井上教務部長】 学力検査だけをもって評価するのではなく、要素としては入れていきましょうということです。ただ、入れ方については、非常にデリケートな問題なので、客観性、公平性を担保しながら、つくり込みをやっていきたいというようなところでご理解を賜って、今それに向けて準備をしているところです。その部分は、大森特別顧問とは一線を画している部分ではないかというふうには思っています。

【平井委員】 学テは学テ、人事評価は人事評価だと考えています。特別顧問もそうではないでしょうか。人事評価は総合評価で区分をつけるべきだと思います。学テというのはあくまでもワン・オブ・ゼムですから、学テは学テで上げるということです。そういうふうに理解しています。特別顧問は学テ一本で教員を評価するということは一言もおっしゃっていません。教員評価は本来、校長がしなければなりません。校長の評価は基本的には総合評価です。学テも入るし、教育振興基本計画もありますから、それに基づいて総合評価をすることによって、最終的には校長評価にもつながるのではないかということから議論が出発したので、そのところを共通理解した方がよいでしょう。

【大竹委員】 学力向上指標というときに、学テをワン・オブ・ゼムだというふうに読むかどうかです。どういうニュアンスで言われたかということがよくわかりませんが、学力向上指標というのは、学力区分であると言われたら、平井委員がおっしゃったとおりです。今までの大森特別顧問の議論の中で、伝え聞いているところだけを見ると、何か学テ重点主義のように思ったものだから言わせていただきましたが、そうではないと言われるならば、落とすところはあります。

【森末委員】 そうは読めないと思います。こちらの素案であれば、前の総合教育会議の議論は無意味であったとおっしゃっているわけなので、そこは対立の軸があると思います。

【平井委員】 表現はさまざまあって、特別顧問もいろいろな見方をしているけれども、そこは決めつけるのではなくて、話し合いをして合意形成をすればよいと思います。

【山本教育長】 市長や特別顧問と教育委員を対峙させるのではなくて、もっと本来的に一番求めなければならないものがあると思います。各学校が子どもたちにとってほんとうに安全・安心の場所として良くなって、教育環境が充実してきたときに、その答えというのは客観的に求めようと思うと、やはりそれは学校評価なり、あるいは評価の出てきたものとしての学力の一定の向上であり、そして、上昇した段階での安定というものがあれば、おそらくは教室の環境も教員の指導力もきっと一定のレベルにあるのだという、理想とまではいわないけれども、中長期的な目標設定に資するために、いろいろな人事評価制度等を28年3月に決定して、前の教育委員会からずっとやってきた経過というのがあるはずなので、その中で、何を尊重して、どのような形の人事評価制度をつくるのが、中長期的に見た大阪市の公教育の大きな改善につながっていくのかというところをやはり問うていかなければならない中で、委員の皆様方のご心配も、市長や顧問がおっしゃっていることも、そんなに大きく違わないと思います。だから、客観的な学力向上指標というものをどのように捉えて、どのような形の政策スタンスで、学校の中で学校全体を慮りながらも、一定、学力への関心を失わせないような学校運営をしていただくという意味で、法的にも、それから各々の職員のインセンティブにも負の影響を与えないような人事評価制度というものはこういうものだというのは、やはり事務局として考えとして出していかなければ、多数決をとれる世界ではありません。そこを限られた時間の中でやっていくという形になっていったときに、お互いが持っている眼目、市長や特別顧問は、やはり本当に頑張って客観的な数値を残せた、それは学テだけではなく、経年調査やチャレンジテストなども全部含めて、学力的な指標の中で、そのクラスを持っていた人の中で、抜群の成績を上げた人を、できれば一定数、評価してあげてもらいたいというのが思いなのだと思います。教育委員としては、やはりそれはそれとして、何も否定はしないけれども、やはり全体的な学校運営やバランスというものを加味した人事評価制度でないと、ほんとうの意味で学校の活性化にはつながらないという1点があるのだと思います。そのことは何も、特別顧問も市長も否定はしないと思います。その2つを相合わすような人事評価制度というものは無理だと、お手上げで、事務局としてはできませんと言うのであれば総合教育会議で議論していただいたら良いかもしれませんが、それでは事務局の存在意義なんてないと思います。だから、やはりそこは、どのような形をしていったら、お互い100%ではなく

ても、一定の到達点として、お互い理解し合えるものになるのかということを経務局の中で十分酌み取って伸ばしていかなければ、このままの議論でいくと、先生方と市長、特別顧問との間で溝があることを確認するだけになってしまいます。お互いにとってみて、10%はなくても、そこを現実的に、このような手法をとることによって、こういう発想をとることによって可能ですよと。しかもそれは、リーガル的に見ても、少なくとも批判を受けることはないというようなものをしっかりと構築しないといけません。現状に対して嘘をつく必要はないので、28日に市長と会えば、まだ現状で、なかなか難しいですけども頑張りますということで良いと思います。

【川本政策推進担当部長】 本日、本件を上程した経緯を説明させていただきますと、大森特別顧問に今の案を渡した際に、その状況を教育委員の皆様にも報告するようということでした。大森特別顧問は、表現はこのようになっていますが、頑張った先生をそれなりに評価するということが主眼だと思いますので、やはりそれを事務局的に、学校を運営する側的にやるとどうかということをもたまたま今度返さなければならぬと思いますので、学力向上指標をつくることで難渋していますから、それとかわるようなものが、何があるか、ほんとうに頑張った人が大きな点数をもらって上位に行くというようなことが、何が工夫できるかということをも、また1月11日に来られるということなので、それに向けて返す検討をしたいと考えていました。

【森末委員】 学力を重視するということは共通しています。ただ、リーガルチェックの内容や、地公法の関係とか、現場という問題とか、今までの評価のやり方とか、いろいろ踏まえた上で議論しながら、教育委員会としては素案を作ってきたわけです。校長先生だけではなくて、教員についてもある程度反映できるようなことを出してきたわけです。大森特別顧問のこの文案もどこまで文字面以外に考えてらっしゃるか分かりませんが、このままで行ってしまうと、次の総合教育会議で対立するだけです。それはとても怖くて、全く意味がないどころか、かえってよくない状況を露呈させてしまうので、この短い時間でどうするかということをも、ほんとうに真剣に考えて、ほんとうに実務的にも検討しなければならない。別にこちらも素案にこだわっているわけではないけれども、やはり妥協できるところを見つけるしかないのですが、実際のところどうすれば良いのか、非常に難しいです。大森特別顧問もそれはある程度わかっていて、妥協的な案を考えて、落としどころを考えておられるということであればそれで良いのだけれども、その辺をどう探るかという問題が、実は難しく、それをしなければなりません。そうでなければ、1月の総合

教育会議は、むしろやらないほうが良いと思います。非常に難しい状況に置かれていると思います。

【平井委員】 事務局サイドで十分にコミュニケーションを図ってもらって、齟齬があるのだから、その部分を修正・加筆するということで良いのではないですか。そうすれば合意形成できます。書き方が厳しいからとり方はさまざまですけれども、解釈の問題だと思います。

【山本教育長】 事務局の置かれている窮状を理解してほしいというのはよくわかりますが、幾ら理解してもらっても、これは仕事なので次のステップに進まなければなりません。ほんとうの意味で、教育現場をつくるという、その思いはどちらも変わらないのだから、それに結びつけなければならないときに、ものすごく秀でた人間をどう評価するのかという市長、顧問の思いと、ほんとうに人事評価制度として十二分に周囲が理解できる制度をつくらうという教育委員の思いをどうフィットさせていくのかというところを出して、多角的に検討した素案をつくらなければ難しいと思います。

【川本政策推進担当部長】 大森特別顧問もこの2点に絞っているということは、ここは考えてほしいということなのかなと思いますので、一度考えてみたいと思います。また、ご相談はさせていただきたいと思います。

議案第120号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、体罰事案による懲戒処分案件である。

被処分者は此花区の中学校主務教諭であり、当該教諭は関係生徒に対し、授業後の掃除時間中に指導した際に体罰行為を行い、本件体罰について速やかに管理職に報告すべきところ、これを怠っていたものである。なお、本件体罰行為による関係生徒への傷害はない。地方公務員法第29条による懲戒処分として、減給3月とする。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第121号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は任期付校長の任期更新選考結果である。

選考の考え方については、任期付校長の任期は3年間を基本としている。ただし、特に必要と認める場合は3年間を超えて任期を更新することがあり、最長5年間としている。したがって、更新選考の対象となる校長は、任期が3年目ないし4年目の者である。今回の受験者は全員4年目の者である。

合否結果については、平素の勤務状況及び面接選考の結果、3名の合格となっている。合否通知については、28日金曜日に受験者に通知する。

次に、再任用校長の選考結果については、再任用の考え方から合格基準は任期付校長の選考と同じである。合否結果については、合格は71名、不合格は4名、辞退は3名である。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第122号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

8月から休職をしていた中学校教頭について、病状が回復し、健康診査会で復職が相当と認定された。年度途中での復職のため、指導部のインクルーシブ教育推進担当の指導主事に充てる。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第123号「職員の人事について」を上程。

井上教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、高等学校事務長の休職に伴う人事異動に関するものである。

当該事務長については、平成30年9月より適応障がいのため、病気休暇を取得していた。12月に復職の意思を示していたが、12月の健康診査会に諮ったところ、引き続き療養する必要がある、3カ月後に審査する旨の決定が行われたことから、病気休職に入ることとなった。

このため、病気休職開始である12月25日付をもって、後任人事を行う。

業務を引き継ぐ事務長の人選については、一時的に空席とするが、速やかに配置を検討する。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
